平成２１年（フ）第６８６号
東京都町田市金森1308番地83
債務者　佐々木寿子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３１２号
静岡県浜松市東区市野町1653番地の３　グランコート市野301号
債務者　相方　克江
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
静岡県磐田市福田5487番地15　ウエスト・テール101
債務者　金原　久浩
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
静岡市葵区瀬名川２丁目16番46―103号
債務者　杉山　知子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６８号
静岡市葵区建穂１丁目８番９号　サンピュア96―102号
債務者　鈴木　　恩
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６９号
静岡市葵区建穂１丁目８番９号　サンピュア96―102号
債務者　鈴木　健久
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１１号
愛知県安城市古井町大堀40番地２
債務者　堀江　　崇
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
愛知県豊田市永覚新町３丁目13番地　雇用促進住宅２―204号
債務者　川崎　　建
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７２９号
東京都町田市玉川学園１丁目５番28―Ｂ201号
債務者　濱田　理恵
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２８号
静岡市駿河区東新田40番地の４、旧住所静岡市葵区新伝馬３丁目10番31号
債務者　浦田　重男
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０３号
静岡県御前崎市白羽5758番地の７
債務者　原口　直希
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２１号
静岡県焼津市柳新屋985番地の７
債務者　渡辺かおり
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４９号
静岡県藤枝市高洲１番地の３
債務者　杉本真理子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２５９号
埼玉県新座市北野３丁目21番16号ヴァーレイ・ハイツ23・401号室
破産者　有限会社春乃総業
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第８０４号
奈良市東九条町621番地の３
破産者　大和中央建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２４２号
奈良市学園南２丁目14番６―３号
破産者　ソラーナ株式会社
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所